# デジタル社会形成整備法第51条による 改正個人情報保護法の施行に伴う条例の整備について

令和4年8月26日

東松山市情報公開•個人情報保護審議会 資料

## 1 国内における個人情報保護制度見直しの全体像

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する。

【現 行】					【見直し後】			
総務省		個人情報 保護委員会	各地方 自治体	所管		個 <i>,</i> 保 護	人 情 委 員	報 会
個人情報保護法	個人情報保護法独立行政法人等	個人情報保護法	保個 護人 条情 例報	法令	改正個人情報保護法			
国の 行政 機関	独立 行政 法人 等	民間 事業者	地方 自治体	対象	国の行政機関	独立 行政 法人 等	民間 事業者	地方 自治体

## 2 改正法において地方自治体に適用される規定

令和5年4月1日に地方公共団体に係る部分の改正の施行が行われた後は、国の行政機関等と同じ規律(同法第5章)が地方公共団体に適用される。

## 令和5年4月1日改正施行後の個人情報の保護に関する法律の構成

第1章 総則

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

### 第5章 行政機関等の義務等

第6章 個人情報保護委員会

第7章 雑則

第8章 罰則

第1節 総則

第2節 行政機関等における個人情報等の取

扱い

第3節 個人情報ファイル

第4節 開示、訂正及び利用停止

第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

第6節 雑則

※ 第5節の規定は、令和5年4月1日施行後 の附則第7条の規定により、当分の間は中核 市以下の地方自治体は適用の対象外

## 3 条例において定めることができる内容 ①

### 改正法の個別の規定により条例で定められる旨が明示されているもの

改正個人情報保護法において定められている規律のなかには、地方公共団体の条例に定めることで、改正法とは異なる内容の規律を定めることが認められているものがある。

- (1)「条例要配慮個人情報」【第60条第5項】
- (2)「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」 の作成及び公表について【第75条第5項】
- (3) 不開示情報の情報公開条例との整合について【第78条第2項】
- (4) 保有個人情報の開示に係る手数料について【第89条第2項】
- (5) 審査請求の特例について【第107条第2項】
- (6) 個人情報の保護に関する施策の実施等についての審議会等への諮問【第129条】

## 3 条例において定めることができる内容 ②

### 開示等及び審査請求の手続に関して改正法に反しない範囲で定める事項

改正個人情報保護法の第5章第4節には、保有個人情報の開示等の請求に関する手続や、 審査請求の手続に関する規定が置かれているが、同節中の第108条では、これらの手続に について、この節の規定に反する趣旨でなければ、条例で更に必要な規定を定めることを妨 げるものではないとされている。

#### 【規定の例】

- (1) 開示決定等の期限
- (2) 開示請求書等への記載事項の追加
- (3) その他現行の条例にあって、改正法にない規定
  - ア 期間の経過により開示できる情報についての開示できる期日の明示
  - イ 開示を行う際の本人確認書類等の提示
  - ウ 行政不服審査会の調査権限及び調査審議等の細則

## 3 条例において定めることができる内容 ③

### その他条例で定めることを妨げられないと考えられる事項

個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、改正個人情報 保護法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容 されない(注)が、単なる内部の手続に関する規律に過ぎない事項など、個人情報保護や データ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも許容され ると考えられている。

### (注) 許容されない規定の例

- 個人情報を取り扱う電子計算機のオンライン結合に特別の制限を設ける規定
- 代理人による保有個人情報の開示請求を認めない規定

#### 【規定の例】

- (1) 個人情報保護管理者の設置に関する規定 【現行条例第11条】
- (2) 運用状況の公表に関する規定 【現行条例第44条】

## 4 条例整備に関する東松山市の考え方 ①

改正法の施行後においては、行政機関に関する規律は、現行の条例に対し比較的緩やかなものが適用される。現行条例は「個人の権利利益の保護」を目的としているが、改正法ではこのほかに「個人情報の効果的な活用」も目的としていることから、規定の強度に違いが生まれている。

### 【現行条例の目的規定】

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

### 【改正法の目的規定】

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、(中略)個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、(中略)個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 4 条例整備に関する東松山市の考え方 ②

一方で、個人の権利利益の保護を図っていくことも重要であることから、東松山市は、改正個人情報保護法が許容する範囲内で、法の施行に関し条例に特段の規定を置き、東松山市における個人情報の取扱状況を、市民自らがより確実に、また、より速やかにチェックできる仕組みを維持する。

### <改正法の施行に関する条例に規定する内容> ※ 主要なもの

### 個人情報取扱事務登録簿の整備に関する規定

自身の個人情報がどのような事務で取り扱われているか確認する術を確保し、あわせて適宜見直しを行うことで、日常業務における個人情報保護の確実性を高める。

### 開示等決定の期限に関する規定

保有個人情報の開示等請求に関して、現行条例が14日以内とする決定期限を維持し、 自己の個人情報の取扱についての市民の関心に対し、速やかに対応する。

## 審査会にインカメラ審理等の権限を付すこと等に関する規定

個人情報保護制度に関する審査請求について、行政不服審査会にインカメラ審理の権限を設けるなどにより、公平・公正な審理を期す。

## 5 個人情報の保護に関する法律施行条例の構成案 ①

#### 1 総則的規定

- 条例を定める趣旨に関する規定(第1条)
- 条例において用いる文言の定義について定める規定(第2条)

#### 2 安全管理措置に関する規定

安全管理措置を講ずるための個人情報保護管理者を置くことに関する規定(第3条)

### 3 個人情報の適正な取扱に関する規定

個人情報取扱事務登録簿の整備に関する規定(第4条)

### 4 開示等請求の手続に関する規定

- 開示請求書等に記載すべき事項を定める規定(第5条)
- 期間の経過により開示できる不開示情報の明示に関する規定(第6条)
- 開示等決定の期限に関する規定(第7条~第9条)
- 開示について請求者が負担すべき費用に関する規定(第10条)

## 5 個人情報の保護に関する法律施行条例の構成案 ②

#### 5 審査請求に関する調査審理手続に関する規定

- 審査会にインカメラ審理等の権限を付すこと等に関する規定(第11条)
- 審査請求の関係者による意見陳述に関する規定(第12条)
- 審査請求の関係者による意見書又は資料の提出等に関する規定(第13条・第14条)
- 調査審議手続の非公開に関する規定(第15条)
- 審査会の答申の送付及び公表に関する規定(第16条)

#### 6 運用に関する規定

- 個人情報の適正な取扱いを確保するために、審議会に専門的な知見に基づく意見を 聴くことができることを定める規定(第17条)
- 個人情報保護制度の運用状況の公表に関する規定(第18条)

#### 7 委任規定(第19条)

※ 行政機関等匿名加工情報の活用に関しては、市民からの理解が十分に得られていると言い難い状況にあり、また、 当分の間は政令市以外は関係規定の適用対象外とされていることから、提案募集を行わないこととし、利用に関する 手数料の規定も置かない。

# (参考) 条例改正等に関するスケジュール

R3	令和4年度							
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1	2 3						
R3.5 2	改正法公布 ・R4春 政令等公布 ガイドライン公表		改正法施行					
	法改正に伴う例規における対応の検討  審議会への ・審議会の議決は10月ごろに開催を 予定する会議で行うこととしたい。  個人情報ステイル簿の 公表に係る事務  本の ・審議会の議決は10月ごろに開催を 予定する会議で行うこととしたい。  ファイル簿の作成 ファイル簿の作成							